

吹田市在宅医療・介護連携相談支援について（案）

1 目的

地域包括支援センターを在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として位置づけ、高齢者本人や家族、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け、必要に応じて、連携調整や情報提供等により、その対応を支援します。

2 対象者

高齢者およびその家族、医療・介護関係者

3 実施者

地域包括支援センター（基幹型を含む）

4 相談支援の実施方法

（1）地域包括支援センター

- ①管轄する地域の高齢者およびその家族
- ②管轄する地域の高齢者を担当する医療・介護関係者に対し、総合相談の一環として支援を実施します。

（2）基幹型地域包括支援センター

- ①関係機関への周知
- ②医師会、歯科医師会、薬剤師会、吹田市介護保険事業者連絡会等との連絡調整
- ③支援困難ケース等の地域包括支援センターに対する後方支援（助言や情報提供）
- ④地域包括支援センター職員を対象とする研修等の実施

（3）実施時間

地域包括支援センターの開所時間内とします。

6 開始時期

平成 30 年 10 月 1 日(月)

7 周知方法

（1）チラシ

地域包括支援センター周知チラシの内容変更及び関係機関への配布

（2）市報すいた

平成 30 年 10 月号に掲載予定

（3）ホームページ